

山田卓生先生を悼む

運営委員・福島大学教授 塩谷 弘康
運営委員・新潟大学准教授 寺尾 仁

本研究会運営委員で、東日本入会林野研究会監事や神奈川県入会林野整備コンサルタントを長く務められた山田卓生先生が、2013年10月25日に逝去された。

山田先生は1937年のお生まれ。東京大学で民法学を修められた後、東京大学、中央大学、横浜国立大学、日本大学で研究教育に携わられたほか、弁護士登録もなされた。研究分野は、民法・財産法を中心に、医事法、メディア法、比較法、法社会学に及ぶ。そして研究論文だけではなく『私事と自己決定』（日本評論社）、『正・続 日常生活のなかの法』（同前）のように、市民向けの分かり易くかつ深みのある文章も残されている。先生が亡くなられた後に追悼文が幾つか発表されたが、その中で先生の入会研究に触れたものがなかったことを残念に思い、私たちは入会に関する先生の業績を偲びご冥福をお祈りすべく一文をしたためる。

山田先生と入会の出会いは、東京大学社会科学研究所勤務時代に遡る。先生の恩師は来栖三郎先生であるが、研究所では渡辺洋三、有泉亨、磯田進、潮見俊隆といった先生方の集団指導の下「きわめて自由な（無秩序な）勉強をする機会が与えられ」て多くの共同研究にも参加された。その一つに川島武宜先生が主宰した温泉権研究があり、山田先生は川島先生から入会について学ぶとともに、入会林野近代化法（1966年）により設けられた神奈川県入会林野整備コンサルタントに川島先生の勧めで就任された。山田先生は、入会権については教科書を読んだだけではよく分からなかったが、現地で入会林野を見て関係権利者の話を聞き、これが入会権とわかっていく過程をはっきり思い出すと回顧されている（「法社会学—1960年の出発」『山田卓生著作選集（第1巻）法律学・法社会学・比較法』信山社）。さらに、東日本入会林野研究会が東日本各地の温泉地で開催され「温泉めぐり」ができたことを「この会議のおかげで、東山温泉のほか、近くの芦ノ牧温泉、零石温泉（岩手）、十和田（休屋）温泉、伊香保温泉などにもいった」と記されている（「温泉のはなし」『歩いてきた道』信山社）。

山田先生は、東日本入会研究会及び東日本入会・山村研究会でも精力的に活動なされた。手元にある『東日本入会林野研究会 会報』第3号（1983年）～第29号（2009年）と『東日本入会山村研究会報』創刊号（『東日本入会林野研究会 会報』第29号に同じ）～第5号（2013年）の目次に先生の名前を司会者以外で見ることができるのは、次の6号である。

○『東日本入会林野研究会 会報』

第4号（1983）特別講演「入会権の変貌」（以下①と記す）

第7号（1987）情報、調査、研究、随想「入会との20年」

第12号（1991）シンポジウム報告「森林信託の活用について」

第20号(1999) シンポジウム報告「都市近郊における入会林野整備—神奈川県事例」
第28号(2007) 特別講演「入会と法人関係法—法人法改正と入会権」(以下②と記す)

○『東日本入会山村研究会報』

第3号(2011) 巻頭言「山と森の展望」

山田先生が入会に対するお考えを体系だてて示しているのは①である(『山田卓生著作選集(第2巻)民法 財産法』収録)。すなわち、古典的入会権の基盤である村落が崩れると、2つの形が出てくる、第1は入会権の多様化。古典的共同利用形態が、入会団体による直轄利用形態、その亜種としての契約利用形態、個人への分割利用形態のいずれかに分かれることになる。第2は地盤所有権との関係。入会権は「もともとは所有権がない土地についての利用権…あるいは所有権という考え方そのものがない場面での問題」だったのが、私有地入会、公有地入会、国有地入会と地盤との関係を意識することになる。このような入会権の「変貌」は、現実には次の3点に現れるとする。第1はメンバーの加入・脱退、第2は権利義務の一体性の緩み、第3は登記名義人の権利主張。このような状況で、山田先生は入会の法的形式にとらわれず、入会林野の中味を生かした利用促進行政が必要だと主張される。

山田先生のお考えの到達点は②に示される。2006年の法人関係法改正を踏まえて次のように主張される。「入会権は個人にあると言いますが、入会権者が入会団体のメンバーであるからこそ入会権者になっているという団体を媒介とした権利です。…入会というのは、利用関係があって、それが何よりも前提になる」。法人法改正で「入会は影響を受け…ないし、それから入会団体というのはそもそも法人でなくてもいいし、実際に法人ではない」。講演後の討論で、入会林の新しい利用の方向とそれに適した法的関係はないかという質問に答えて「生産森林組合ができればそれで一応片づくのではないかといっても、生産森林組合はそれに伴った活動がされていなくて、解散…事例まででてきている…ので、その新しいベクトルをどうするかという問題にわれわれとしても取り組んでいくほかないだろう」と回答された。

民法学者である山田先生は、入会を集落に居住する特定の構成員に属する財産と把握されて、その点ではコモンズ論と一線を画していた。他方で、入会コンサルタントの経験を通じて農村社会の生ける法としての旧慣の強さと意義を実感されたので、入会の法形式については、次のように柔軟に考えておられた。「入会権のさま変わりという場合に、法的な形式にとらわれなくて、よくよく中味を生かしてゆくという方向性が必要とされるのではないか」
①。

今日、入会をめぐる議論は広汎にわたる。一方で、コモンズ論へと議論の幅が広がり、対象も林野に限らず景観や都市へと伸びている。他方、林野では水源などに新しい価値が認められつつある。このような状況の中「よくよく中味を生かしてゆく」にはどうすればよいのか、山田先生が私たちに置いてゆかれた課題は大きい。